

平成28年3月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

最高裁判所事務総局秘書課参事官 中川 正隆

同秘書課涉外第二係長 菅野美由紀

平成28年2月22日から同月27日までの間、米国（フィラデルフィア、ナッシュビル）に、判事補海外留学研究員等の派遣先調整事務等のため出張したところ、その概要は次のとおり。

第1 フィラデルフィア（2月23日）

1 ペンシルバニア大ロースクール訪問

(1) 表敬訪問

ランギータ・デシルバ・デアルウィス国際プログラム副学長 (Rangita de Silva de Alwis, Associate Dean for International Programs) を表敬訪問し、10年以上にわたり、裁判官を受け入れていただいていることに謝意を示した。

同副学長より、個人ベースで良い経験となるだけでなく、ペンシルバニア大ロースクールと最高裁というそれぞれの組織にとってのインパクトが必要であるとの認識が示された。

(2) 協議

ペンシルバニア大ロースクールのフェルドマン教授 (Professor. Eric A. Feldman) 及びオーウェンス国際プログラム課長補佐 (Ms. Lauren Owens, Assistant Director of International Programs) と面会し、これまで長年にわたり、裁判官を客員研究員として受け入れていただいただけでなく、来年度に小古山育子裁判官及び原彰一裁判官の2名を特別に受け入れていただくことに謝意を示した上で、将来の裁判官の派遣方法及び両裁判官の今後の受入手続等について、協議した。

将来の裁判官の派遣については、当方より、来年度以降も、語学力の観点から、1年間の判事補海外留学制度により裁判官を派遣するのではなく、2年間の行政官在外研究制度で派遣される裁判官が客員研究員又はLL.M.生に応募する枠組みとしたい、2年間の派遣制度では、各裁判官がそれぞれのテーマに従ってロースクールに応募する裁量があることから、必ずしも毎年派遣できるとは限らないが、ペンシルバニアロースクールのランクの高さ等を考慮すると、今後も継続的に応募者はいると思われる旨伝えた。

これに対し、フェルドマン教授より、日本の裁判官を受け入れていることは、日本から来ている他のJD生やLL.M.生にとって良い刺激となっており、今後も続けていきたい、2年間の派遣制度の枠組みになったとして、ある年は派遣がゼロであったり、別の年は派遣が1名や2名ということがあったりすることは、早稲田大学との交換留学でも同じであり、特に問題は無く、そのような枠組みでも長い年月で交流を続け、ペンシルバニア大で学んだ裁判官があらゆる世代にいるようになることが重要と考える旨の応答があり、当方の提案に対する了解が得られた。

次に、両裁判官の受入手続については、ビザの切り替えの要否、授業料及びその支払方法、これまでの客員研究員と待遇を変更する必要性、来年度に2名を例外的に受け入れていただく関係で留意すべき点（研究スペースや授業の選択）について協議し、適宜合意した。

(3) ペンシルバニア大と早稲田大との学術交流

当職らがペンシルバニア大ロースクールを訪問した当日に、早稲田大学法学研究科の学生らの代表団が両校の学術交流の一環として訪問しており、当職らもそのプログラムの一部にオブザーバー参加し、その一端を垣間見ることができた。

第2 ナッシュビル（2月24日、25日）

1 在ナッシュビル日本国総領事館におけるブリーフィング

杵渕正巳在ナッシュビル日本国総領事を表敬訪問し、総領事よりナッシュビルの社会経済事情、治安状況、住宅事情や医療事情などについてブリーフィングを受けた。その際、当方より、今夏から裁判官を1年間ヴァンダービルト大ロースクールの客員研究員として毎年派遣すること及びその意義について説明した。

2 ヴァンダービルト大学ロースクール訪問

(1) 表敬訪問

客員研究員プログラムを担当するサーキン教授（Professor Chris Serkin, Associate Dean for Research）を表敬訪問し、来年度に高木俊明裁判官を受け入れていただくことについて謝意を述べるとともに、今後も継続的に受け入れていただければありがたい旨述べたところ、同教授より快く了解をいただき、受入受諾書簡も受領した。

なお、同教授より、ロースクールとして教授陣と留学生の相互交流をプログラムとして用意することは難しい旨の言及があったところ、当方より、そこまでしていただく必要はない旨応答した。

(2) 受入担当教授との面談

高木裁判官の受入担当となっていたルビン教授（Professor Edward Rubin）と面会し、高木裁判官の受入担当となっていたことに謝意を述べるとともに、高木裁判官の研究へのサポートを依頼した。

同教授より、日本における研究歴やペンシルバニア大のフェルドマン教授は教え子の関係にある旨の話があり、また、名刺をいただいた上、高木裁判官が事前にコンタクトをとっても構わないとの言及もあった。今後、高木裁判官の研究にあたり、同教授から協力が十分に得られるものと思われる。

(3) 受入担当者との協議

コールマンLL.M.プログラム課長（Ms. Cynthia Coleman, Director of LL.M.

Program) と面会し、高木俊明裁判官の今後の受入手続について、意見交換を実施した。今後の申請手続の流れや必要書類について確認し、保険に関する情報提供を受けるとともに、高木裁判官のD S 2 0 1 9 の期間をサマープログラムの開始日から1年間とすることに合意した。その他、高木裁判官にとって有意義な資料の提供を受けた。

以 上